

第4章 住み慣れた地域で暮らし続けるために

1 地域包括ケアの実現に向けて

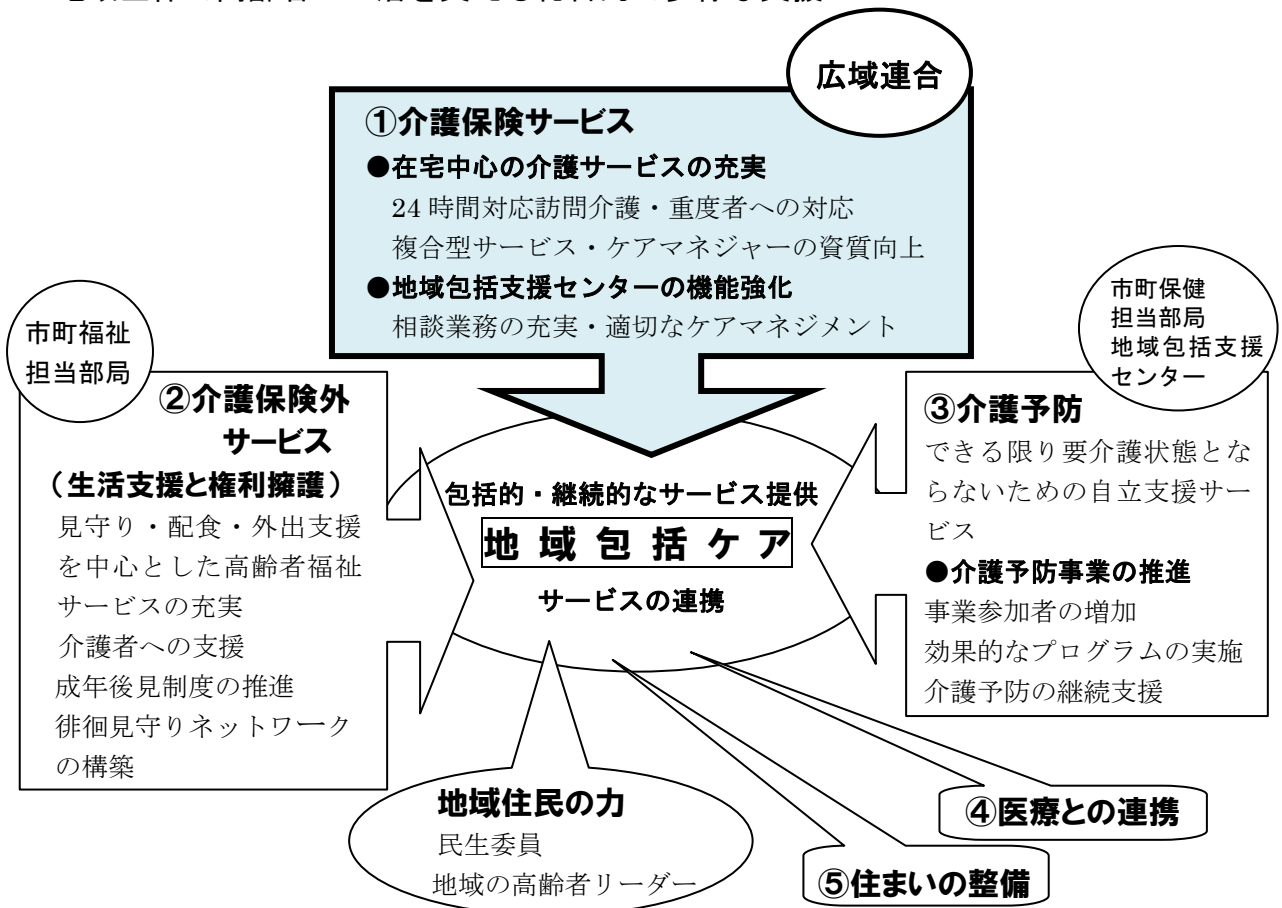
第3期介護保険事業計画以降、「地域包括ケア」の考え方に基づいた取り組みが国や県より示されています。当広域連合においても、高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを念頭におきつつ、介護保険制度に係る国や県の動向を踏まえ、関係市町と協働し事業を推進しています。

【地域包括ケアとは】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②生活支援、③予防、④医療、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方

■図4-1-1 地域包括ケアにおける介護保険事業の役割

地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様な支援



第5期事業計画においては、①認知症状を有する高齢者の増加見込、②医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、③単身・高齢者のみ世帯の増加などに対応するため、国が喫緊の課題として地域の実情に応じて、重点的に取り組むべきと示した「認知症支援策の充実」、「医療との連携」、「高齢者の居住に係る連携」、「生活支援サービス」について、関係市町との協働のもとに、介護保険サービスの側面から取り組んでいきます。

2 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、住民が日常生活を営む地域としての諸条件を総合的に勘案し設定され、地域の実情に応じて均衡のとれたサービス提供が行われるように定められます。地域包括ケア体制の構築も、この日常生活圏域を単位に推進するよう示されています。

■表4-2-1 日常生活圏域の設定

市町名	圏域	小 学 校 区				
東海市	北部	緑陽	名和	渡内	明倫	
	東部	富木島	船島	加木屋	三ツ池	加木屋南
	南部	平洲	大田	横須賀		
大府市	東部	大府	神田	北山	東山	大東
	西部	共和西	共長	吉田	石ヶ瀬	
知多市	北部	八幡	つつじが丘	新知	佐布里	新田
	南部	岡田	旭北	旭南	南粕谷	旭東
東浦町	北部	緒川	卯ノ里	森岡		
	南部	藤江	生路	片葩	石浜西	

【条件】

- ・ 関係市町ごとの地理的条件、交通事情その他の社会的条件を考慮
- ・ 高齢者数（3,000人～6,000人）を参考
- ・ 小学校区の組み合わせを基本とする

■表4-2-2 日常生活圏域の状況（平成23年10月1日現在）

区 分	東海市			大府市		知多市		東浦町		広域 連合
	北部	東部	南部	東部	西部	北部	南部	北部	南部	
人口 (人)	32,292	38,692	39,261	41,679	44,785	52,982	33,462	24,546	25,624	333,323
高齢者人口 (人)	6,356	7,261	6,836	7,540	7,816	10,395	7,701	5,505	4,584	63,994
前期高齢者 (人)	3,714	4,146	3,929	4,450	4,560	6,255	4,595	3,152	2,592	37,393
後期高齢者 (人)	2,642	3,115	2,907	3,090	3,256	4,140	3,106	2,353	1,992	26,601
高齢化率 (%)	19.7	18.8	17.4	18.1	17.4	19.6	23.0	22.4	17.9	19.2
前期高齢化率 (%)	11.5	10.7	10.0	10.7	10.2	11.8	13.7	12.8	10.1	11.2
後期高齢化率 (%)	8.2	8.1	7.4	7.4	7.2	7.8	9.3	9.6	7.8	8.0

(2) 日常生活圏域と地域包括支援センター

当広域連合内では、第3期事業計画において日常生活圏域を設定した際に、各圏域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、高齢者の身近な総合相談機関として、地域に根づいた活動と地域包括ケアの中心的な役割を担っています。

■表4-2-3 広域連合内の包括支援センター（平成24年3月）

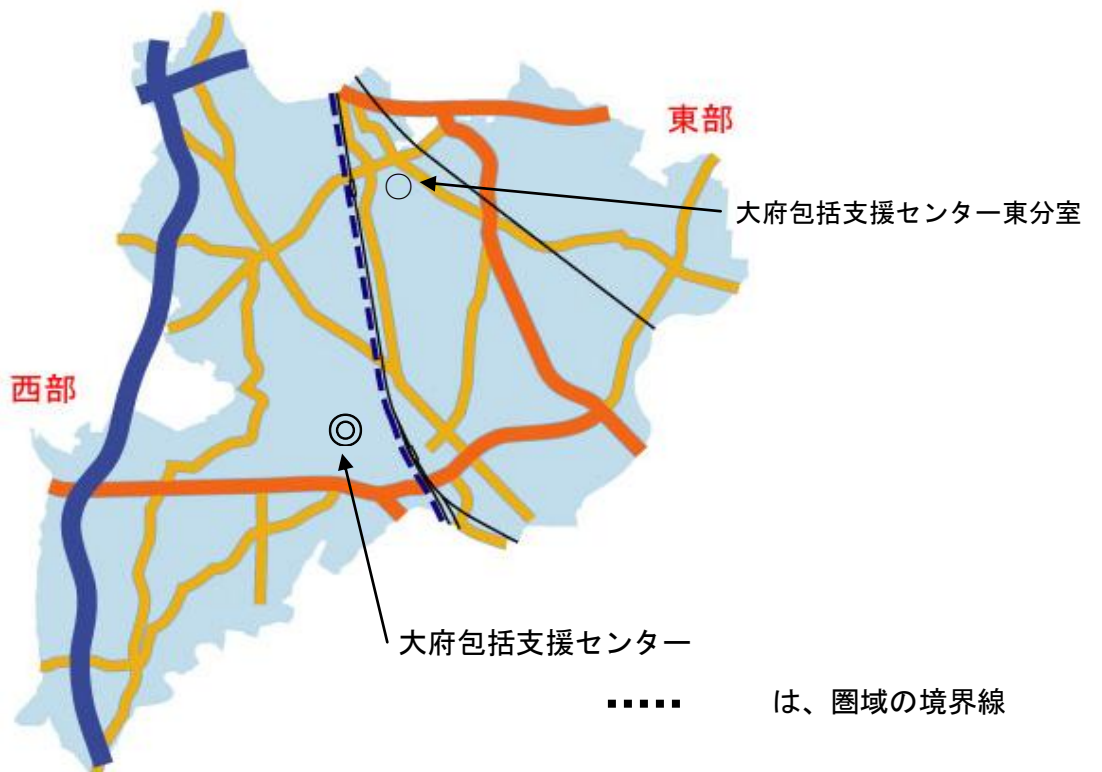
市町名	圏 域	名 称	法人名	住 所
東海市	北 部	東海北包括支援センター	財団法人 東海市福祉公社	東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村健康ふれあい交流館内
	東 部	東海東包括支援センター	財団法人 東海市福祉公社	東海市加木屋町南鹿持27番地の1 東海市立加木屋デイサービスセンター内
	南 部	東海南包括支援センター	医療法人 コジマ会	東海市富木島町八幡南20番地 介護老人保健施設東海内
大府市	東部・西部	大府包括支援センター	社会福祉法人 大府市社会福祉協議会	大府市江端町六丁目13番地1 大府市ふれ愛サポートセンター内
		大府包括支援センター東分室		大府市東新町一丁目219番地 大府市社会福祉協議会内
知多市	北部・南部	知多包括支援センター	社会福祉法人 知多市社会福祉協議会	知多市緑町32番地の6 知多市福祉活動センター内
	八幡福祉会館・東部福祉会館・岡田福祉会館・老人福祉センターに、知多包括支援センターにつなぐ相談窓口があります。			
東浦町	北部・南部	東浦包括支援センター	社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会	東浦町大字石浜字岐路28番地の2 東浦町勤労福祉会館内

■ 図4-2-1 日常生活圏域の設定図及び地域包括支援センター位置図

<東海市>



<大府市>



<知多市>

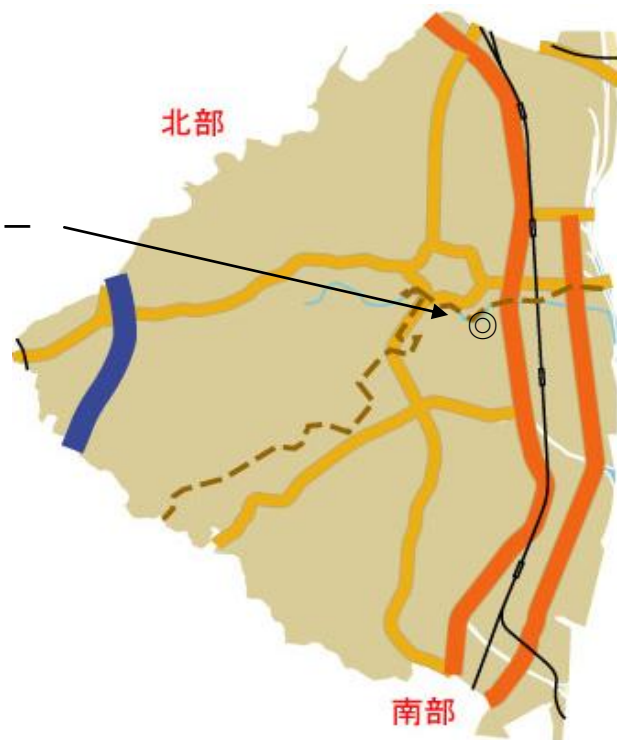
知多包括支援センター



□ は、相談窓口

<東浦町>

東浦包括支援センター



..... は、圏域の境界線

① 地域包括支援センターの運営体制（職員配置）

地域包括支援センターには、「保健師又は地域保健等に関する経験を有する看護師」、「社会福祉士（準ずる者を含む。）」、「主任介護支援専門員（準ずる者を含む。）」の3職種を、担当圏域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ各1人を専従で配置することが必要とされています。

■表4-2-4 地域包括支援センターの職員体制(平成24年3月)

区 分	専 門 職 員				その他職員			合 計	
	保健師等	社会福祉士	主任介護支援専門員		介護支援専門員	事務職			
	専従	専従	専従	兼務	専従	専従	兼務	専従	兼務
東海北	1人	2人	1人					4人	1人
東海東	1人	2人	1人				1人	4人	
東海南	1人	2人		2人				3人	2人
大 府	2人	5人	2人		1人	2人		12人	
知 多	6人	3人	1人			1人		11人	
東 浦	2人	3人	1人		2人	1人		9人	
合 計	13人	17人	6人	2人	3人	4人	1人	43人	3人

② 地域包括支援センターの業務内容

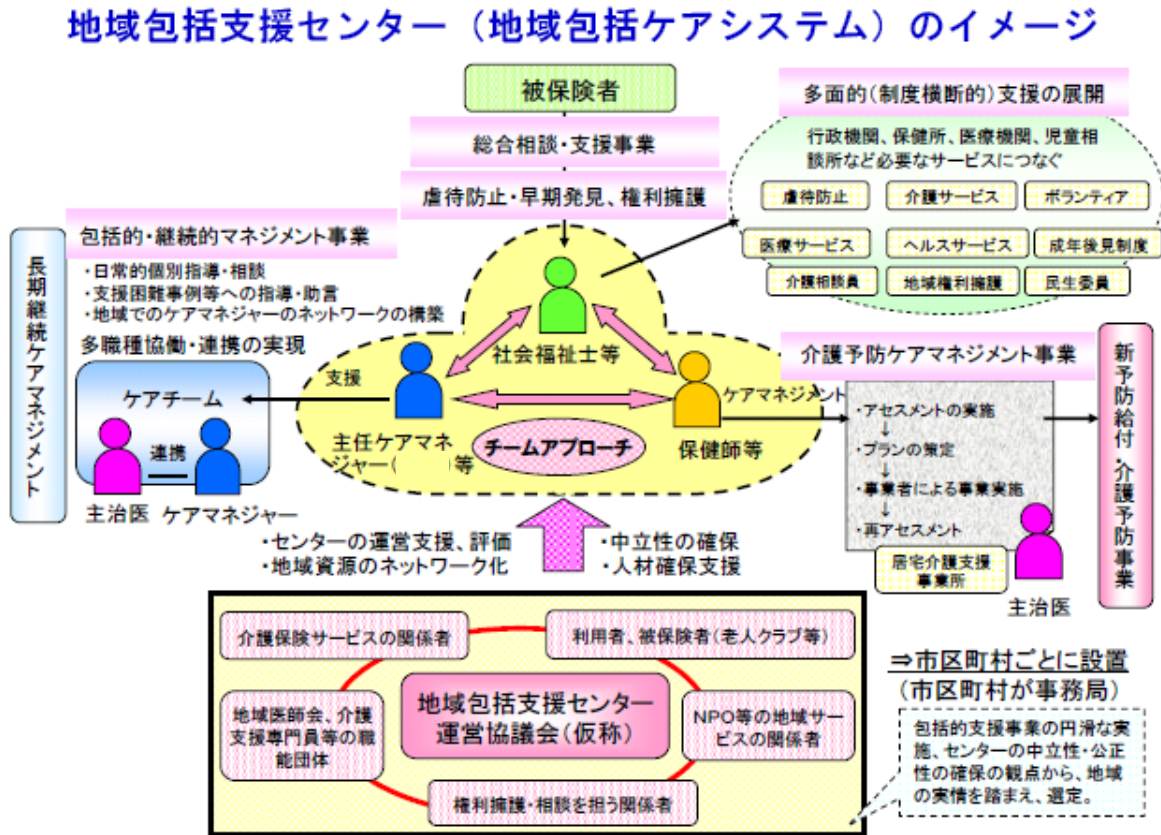
ア 包括的支援事業（P.29「2(3)包括的支援事業」参照）

- ・ 介護予防ケアマネジメント業務
- ・ 総合相談支援業務
- ・ 権利擁護業務
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 介護予防支援業務

- ・ 指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメント（予防給付）を実施

■ 図 4 - 2 - 2 地域包括支援センターのイメージ図



※ 厚生労働省作成資料より抜粋

③ 地域包括支援センター運営協議会

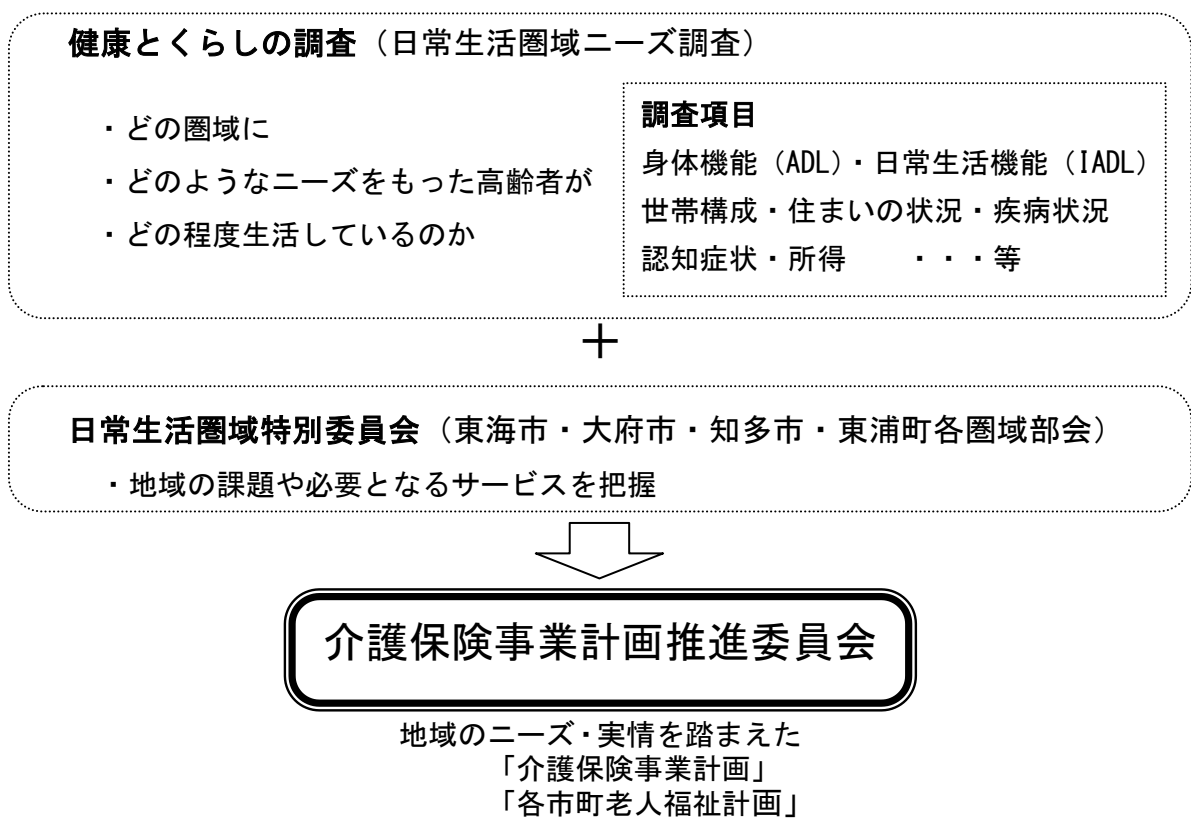
介護保険法施行規則第140条の66の規定に基づき、地域包括支援センターの設置・運営に関して、中立性・公平性の確保や人材確保支援等の観点から関与するために組織されています。当広域連合では、地域密着型サービス運営協議会と合わせ「地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」として次の事項を所掌し、年3、4回会議を開催しています。

- ・ 地域包括支援センターの運営に関すること
- ・ 地域密着型サービスの運営に関すること
- ・ その他の地域介護施策の推進に関すること

3 高齢者の福祉とニーズ

地域包括ケアの実現を目指すため、本事業計画の策定に当たっては、日常生活圏域ニーズ調査や地域の諸課題を把握し、各日常生活圏域内の介護保険及び高齢者福祉サービス等の方針や地域包括ケア体制の構築を検討することとされたことから、当広域連合では「健康とくらしの調査」を実施し、日常生活圏域特別委員会において地域の課題やニーズを把握しました。

■図4-3-1 地域ニーズを踏まえた介護保険事業計画の策定へ



(1) 健康とくらしの調査（日常生活圏域ニーズ調査）

各日常生活圏域における高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、必要なサービスの種類や量を推計し、実態に合わせた高齢者福祉施策を推進することを目的とした調査です。

① 概要

ア 調査対象と回収結果

65歳以上の方の約4分の1を無作為抽出

■表4-3-1 調査票の回収状況

区 分		東海市	大府市	知多市	東浦町	合 計 (広域連合)
調査対象者数		4,292人	3,178人	3,778人	2,060人	13,308人
有効回収数	回収者数	2,581人	2,066人	2,377人	1,293人	8,317人
	回収率	60.1%	65.0%	62.9%	62.8%	62.5%

イ 調査方法 調査対象者へ郵送による調査票の送付・回収方式（無記名）

ウ 調査期間 平成22年8月10日～31日

② 結果（「健康とくらしの調査」の結果から一部抜粋）

ア 各種サービスのニーズ推計

調査結果より、各種サービスに対するニーズを割合として算出しました。

この割合に高齢者人口（介護予防事業は要介護等認定者を除く。）を乗じること
とで、各事業の対象者数を推計することができます。

【介護予防事業二次予防事業の対象者推計】

■表4-3-2 二次予防事業の対象者項目別出現率

項 目	東海市	大府市	知多市	東浦町
生活機能の低下	4.7%	4.0%	4.0%	4.4%
運動器の機能向上	19.9%	17.8%	19.5%	17.9%
栄養改善	2.2%	1.9%	2.1%	2.4%
口腔機能の向上	14.0%	13.7%	14.5%	13.9%

【各種高齢者生活支援サービスの対象者推計】

世帯構成がひとり暮らし又はふたり暮らし（配偶者及び配偶者以外）で、各サー
ビスのリスク要因に該当する方の割合

■表4-3-3 主な生活支援サービス対象者割合の推計

サービス名	リスク要因	東海市	大府市	知多市	東浦町
権利擁護(見守り)	認知症リスク得点が9点以上	5.0%	4.5%	4.3%	4.2%
配食	自分で食事の用意ができないと回答	4.7%	4.6%	4.9%	4.7%
家事援助	日用品の買い物ができないと回答	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
緊急通報	歩行・入浴等に全面的に介助が必要と していると回答(ひとり暮らしは回答を問 わず全て)	7.5%	7.7%	7.0%	6.0%
高齢者賃貸住宅	民間及び公営等の賃貸住宅	6.5%	5.5%	4.5%	4.1%
孤立高齢者対策	友人・知人と会う頻度が年に数回以下	15.1%	13.8%	13.6%	13.6%

イ 要介護リスク

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、できる限り要介護・要支援状態とならないよう予防することが重要です。そのための要介護リスクとなりうる指標として、介護予防に係る6つの重点課題と4つの改善すべき生活習慣が示されています。

本調査結果から、各指標について健康とくらしの調査を実施した他の調査対象自治体との比較を実施し、要介護リスクの高い指標が示されました。

■表4-3-4 他の調査対象自治体との比較結果

市町名	高齢者区分	他の調査対象自治体より高い割合の指標
東海市	前期	飲酒
	後期	該当なし
大府市	前期	栄養状態・飲酒
	後期	喫煙
知多市	前期	飲酒
	後期	飲酒
東浦町	前期	栄養状態・喫煙
	後期	栄養状態・喫煙・飲酒

【要介護リスク指標】

■介護予防にかかる重点課題

- 1 運動器：過去1年間に1回でも転んだことのある方の割合
- 2 残歯数(口腔)：歯がほとんどない方の割合
- 3 栄養状態：痩せている(BMI 18.5以下)の方の割合
- 4 うつ：うつスケール10から15点の方の割合
- 5 閉じこもり：外出頻度が週1回未満の方の割合
- 6 認知症：物忘れが多いと思う方の割合

■改善すべき生活習慣

- 1 喫煙：現在喫煙している方の割合
- 2 歩行時間：1日の平均歩行時間が30分未満の方の割合
- 3 健康診査の受診：健診を1年以内に受けていない方の割合
- 4 飲酒：毎日飲酒する方の割合

また、これらの指標以外に、新たに介護予防・見守り対象者とすべき要介

護リスクについての調査結果が示されました。本調査にて把握した要介護リスク要因を活用し、より効率的な介護予防施策への取り組みを推進します。

■新たな介護予防・見守り対象

- ・スポーツ関係の組織に週1回以上参加している方は参加していない方より19%転倒経験が少ない。
- ・友人及び知人等との電話や対話などが月に1、2回以下程度の、いわゆる社会的孤立者ほど認知症への移行割合が高い。
- ・単身者は要介護認定を受けやすいため、要介護リスク者として支援が必要
- ・「大病をした」「仕事の引退」「配偶者の死亡」など、ライフイベントの経験をした方ほど、また、その経験回数が多いほど要介護状態となる確率が高くなる。
- ・介護者のうち、「仕事をしている」「うつでない」「閉じこもりでない」方は、その後、に要介護状態となりにくい。

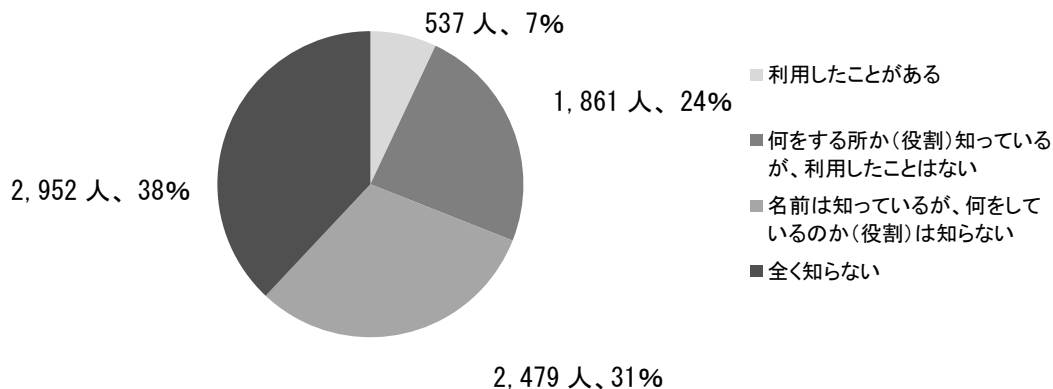
ウ 地域包括支援センターの認知度と利用状況

地域包括支援センターは、高齢者の生活を包括的に支援する中心的役割を担います。そこで、本調査にて地域包括支援センターの活用状況等をアンケート調査しました。

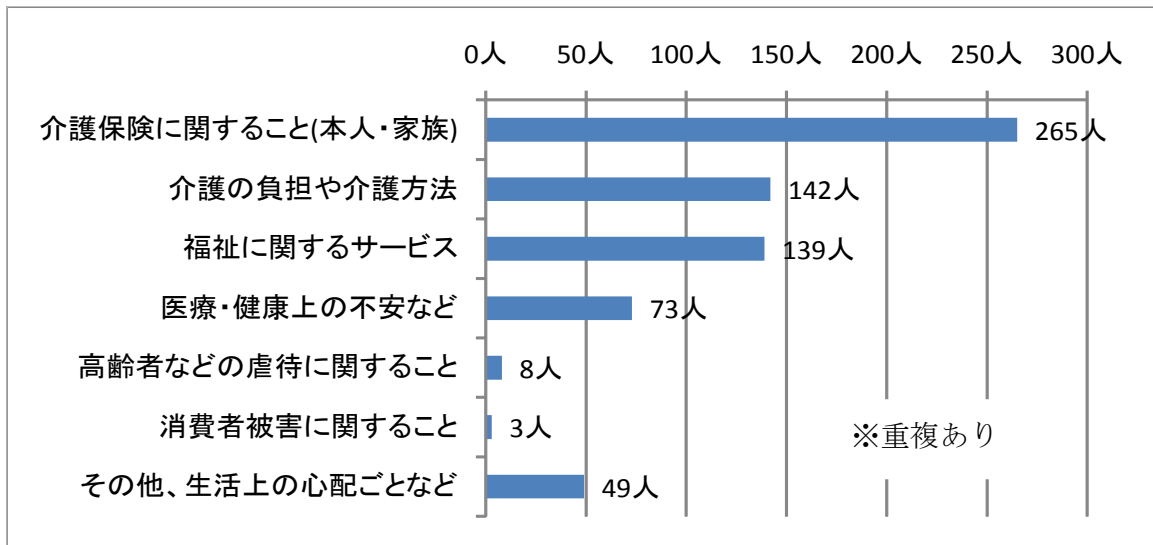
地域包括支援センターを「利用したことがある」と「役割は知っているが利用したことはない」方は27%であり、同様のアンケート調査を実施した他の自治体の中では高い割合となりました。

■グラフ4-3-1 地域包括支援センターの認知度(広域連合全体)

合計 7,829 人



■グラフ4-3-2 地域包括支援センターの利用内容(広域連合全体)



(2) 日常生活圏域特別委員会

「健康とくらしの調査」の分析を通じて地域の諸課題を把握・検討し、介護保険事業計画推進委員会へ報告することを目的とした委員会を設置し、会議を開催しました。

① 概要

ア 委員の構成 (P.101 参照)

関係市町の圏域部会 10 名程度

委員の中より委員長と副委員長を広域連合長が委嘱

イ 開催状況

第1回 平成23年8月1日 (39名出席)

第2回 平成23年9月5日 (38名出席)

【内容】 「健康とくらしの調査」の結果等を基に、関係市町の圏域部会ごとに、地域の特徴及びその要因を挙げたうえ、地域(圏域)において今後充足が必要と考えられるサービスを検討する。

② 検討内容のまとめ

本委員会において提言された、今後充足が必要と考えられるサービス(広域連合内の傾向を抜粋)は次のとおりです。

福祉サービス

■高齢者の外出支援

- ・地区のサロンの内容を充実させ、より魅力のある高齢者の居場所づくりの推進
- ・老人クラブなど高齢者の社会参加活動の場となる組織の活性化
- ・高齢者の移送及び移動手段の確保

■高齢者の食事支援

- ・メニューの選択を可能とする、配食内容の充実、配食回数の増加、配食サービスの対象条件の緩和
- ・食材の配達及び出張販売、買い物のお手伝いなど、食材確保のための支援

介護予防・保健サービス

■介護予防事業の充実

- ・特に、転倒予防事業の充実
- ・介護予防事業への参加勧奨の推進

介護保険サービス

■在宅の要介護者のための居宅介護サービスの充実

- ・ショートステイの充足及び充実
- ・24時間対応の訪問介護の充足

その他

■コミュニティ等地域の組織力の向上

■地域の高齢者リーダーの育成

4 高齢者福祉の推進

(1) 介護予防事業の推進

① 二次予防事業

二次予防事業の結果（P. 27、28 参照）のとおり、二次予防事業の参加者の64.2%が改善していることなどから、介護予防事業への参加者の増加に努め、当広域連合内のより多くの被保険者が活動的な毎日を過ごし、できる限り要介護状態とならないことを目標に、今後も本事業を継続して実施していきます。

なお、第5期計画期間中の参加者割合は、過去の実績より順次増加を見込み、関係市町保健担当部局と協議し、高齢者人口の1%を目指した取り組みを実施

します。

■表4-4-1 二次予防事業の目標値

区 分	高齢者人口推計	目標値	
		参加者割合	参加者実人数
平成24年度	66,842人	0.86%	575人
平成25年度	70,050人	0.93%	651人
平成26年度	73,065人	1.00%	731人

ア 二次予防事業の対象者把握事業

地域支援事業実施要綱の一部改正により、二次予防事業の対象者把握事業の簡素化が示され、基本チェックリスト以外の生活機能評価の実施が任意となりました。当広域連合においても要綱改正を受け、第5期事業計画より、基本チェックリストのみで二次予防事業の対象者を把握することとします。

基本チェックリストの配布・回収は、今後も毎年度全対象者に郵送などによる方法で配布・回収しますが、基本チェックリスト未回収者の中には、閉じこもり・うつ・認知症等により支援を必要とする方が含まれる可能性があることから、再通知・電話・訪問等により、できる限り未回収者の把握に努め、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

さらに、地域包括支援センターへ働きかけ、相談時や民生委員等の関係機関からの情報収集による把握に努めるとともに、非該当者及び要支援・要介護認定取下げ者の把握にも努めます。

以上により、二次予防事業の対象者把握事業の効率化を図り、適切に対象者を把握し、介護予防プログラムへの参加者の増加を目指します。

イ 通所型介護予防事業

「健康とくらしの調査」の結果や日常生活特別委員会において検討された地域の現状、二次予防事業の対象者に決定した方のプログラム該当項目等を基に、関係市町保健担当部局と介護予防効果及び参加意欲を向上させる魅力のあるプログラムを検討し、効率的な事業となるように取り組みます。

「健康とくらしの調査」からは、「運動器の機能向上」と「口腔機能の向上」についての対象者割合が他の対象より高く、日常生活圏域特別委員会では、今後充足が必要と考えられるサービスとして特に、「転倒予防事業の充実」が

提言されました。また、二次予防事業対象者の該当項目で「運動器の機能向上」、「口腔機能の向上」、「認知症予防」の割合が高いことから、全体の介護予防レベルの向上のために、これらに焦点を当てたプログラムを展開していきます。さらに、プログラム終了後も継続的に介護予防活動を行うためのフォローアップ体制についても整備していきます。

■表4-4-2 二次予防事業の対象者の該当項目

区分	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	閉じこもり予防	認知症予防	うつ予防
平成20年度	1,744件	422件	1,743件	581件	1,578件	1,066件
	54.7%	13.2%	54.7%	18.2%	49.5%	33.4%
平成21年度	1,971件	473件	1,988件	467件	1,768件	1,140件
	54.7%	13.1%	55.1%	13.0%	49.0%	31.6%
平成22年度	3,462件	892件	3,430件	704件	2,967件	2,167件
	58.2%	15.0%	57.7%	11.8%	49.9%	36.4%

※ 当該年度に新規に二次予防事業の対象となった方の項目と割合（重複あり）

ウ 訪問型介護予防事業

さまざまな理由により通所型プログラムへの参加が困難な対象者に対する支援のため、今後も継続して実施します。

特に、基本チェックリスト未回収者の把握を推進することで増加すると考えられる、閉じこもり・うつ・認知症等の支援にも対応します。

エ 社会資源の活用による事業

二次予防事業を継続的に身近なところで実施するため、民間事業所や高齢者サロン等の地域組織及び生涯学習活動等の社会資源を活用した事業展開を図ります。

オ 関係市町との連携（保健担当者会議）

関係市町の介護予防事業に関する事業の整合性を図りつつ、独自性も重視し、今後も関係市町保健担当部局を主体とした事業と連携して、地域包括ケアを推進します。

そのために、引き続き関係市町保健担当者会議を定期的に行い、介護予防事業の具体的な実施内容の協議及び情報交換等を実施します。

カ その他

地域支援事業実施要綱の一部改正により、二次予防事業の対象者の名称については、保険者（市町村）ごとに、地域の特性や実情にあった親しみやすい通称を設定することが望ましいとされました。広域連合内の関係市町においては「元気アップシニア」を通称として、介護予防事業のイメージアップを図ります。

② 一次予防事業

介護予防を広く高齢者へ普及させるため、関係市町と協議を行いつつ介護予防に係る啓発事業を推進します。特に、老人クラブ、生涯学習団体、高齢者のサロン等地域の関係団体を活用した、地域へ根ざした介護予防の普及を図ります。具体的な事業の実施については、関係市町保健担当部局との連携により推進します。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活することを総合的に支援する重要な機関です。今後も地域包括ケアの推進を目指し、さらなる機能の強化・充実に努めます。

① 総合相談支援の向上

総合相談支援業務は、包括的支援事業の基盤となる事業です。地域包括支援センター開設以降、相談実人数及び相談延件数は共に増加しており、相談や支援の内容も多様化しています。さらに、家族支援が得られにくいひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加などにより、今後一層、事業を充実することが必要となることから、職員の充実に努めます。

② 権利擁護（見守り）への対応

高齢化の進行と共に、増加する認知症の高齢者への対策が急務とされています。また、高齢者虐待や消費者被害への対応など、地域で暮らす高齢者の尊厳の保持と安全で安心な生活を支援することも必要です。

地域包括支援センターは、日常生活支援事業や成年後見制度などの情報提供に努めるとともに、地域ケア会議などでネットワークの構築を図り、認知症の方を地域で見守る体制や、虐待を受けている高齢者の把握が的確に行える体制づくり

を、関係市町福祉担当部局と連携を図りながら進めていきます。

■表 4-4-3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅱ以上の高齢者人口割合推計

西暦年度	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
高齢者人口割合 (推計)	7.6%	8.4%	9.3%	10.2%	10.7%	10.6%

※ 高齢者介護研究会報告書より

※ 日常生活自立度判定基準Ⅱとは：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意や支援をすれば自立できる状態

③ 地域コーディネイトの推進

地域包括支援センターは、介護保険サービスと介護保険以外のサービスを調整し、様々な関係機関や団体及び地域の人々との連携により、地域の体制をコーディネートするための中核的な役割を担っています。今後は、特に医療（認知症医療）と介護の橋渡しに重点を置き、地域ケア会議等を開催することで他機関との連携を進めていきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

介護保険制度の持続可能性を高め、一人でも多くの方が要介護状態にならないようにするため、地域支援事業において介護予防事業は重要な課題と位置付けられます。

地域包括支援センターの実施する二次予防事業の対象者へのケアマネジメントに積極的に取り組み、二次予防事業の参加者割合の目標値を目指し、事業の参加者の増加に努めます。

■表 4-4-4 介護予防ケアプラン・サービス計画作成件数

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
① 介護予防ケアプラン(二次予防事業対象者)	566件	1,518件	1,869件	2,166件	2,491件
② 介護予防サービス計画(要支援1・2)	5,785件	9,792件	10,395件	11,032件	13,550件
居宅介護支援事業所への委託件数	4,377件	6,200件	5,929件	6,768件	9,105件
居宅介護支援事業所への委託率	75.7%	63.3%	57.0%	61.3%	67.2%
計	6,351件	11,310件	12,264件	13,198件	16,041件

※ ②は介護報酬請求件数より

⑤ 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センター開設以降、利用者は年々増加している反面、「健康とくらしの調査」の結果から、約4割の方が「地域包括支援センターの名前も知らない」と回答されました。高齢者が安心して地域で暮らし続けるために、地域包括支援センターが、高齢者を対象とした総合的な相談機能をもつ機関であることが周知される必要があります。

名称を、高齢者にも地域包括支援センターの機能が理解しやすいように変更し、さらなる周知を図ります。

⑥ 運営体制

包括的支援事業の実施については、地域性を重視し地域との効率的な連携を図る観点から、社会福祉協議会等へ委託しています。

今後の高齢者人口（特に後期高齢者）の増加に伴い、地域包括支援センターの業務の増加は必至と考えられます。地域包括支援センターの業務の増大や機能強化に対応するためには、何より経験ある人材の確保と育成が不可欠と考え、一層の運営体制の充実を図ります。

さらに、今後は介護保険予防給付の対象である要支援者の増加に伴う介護予防給付のケアプラン作成の増加が見込まれます。地域包括支援センターの職員が、包括的支援事業を含め、その機能が十分に発揮できるよう、プラン作成の居宅介護支援事業所への委託の推進及び必要な人員の確保など、各地域包括支援センターと協議していきます。

⑦ 各地域包括支援センターとの連携（地域包括支援センター担当者会議等）

当広域連合と地域包括支援センター及び関係市町の連携強化と、利用者の視点に立った質の高い支援を行うため、管理者及び担当者会議を定期的に行い、今後も地域支援事業を推進していきます。

(3) 介護給付等費用適正化事業の推進

介護給付等費用適正化事業のうち、医療情報との突合・縦覧点検は、過誤申し立てによる費用効果が比較的顕著に現れ、住宅改修等の点検や介護給付費通知は利用者及び事業者に対する牽制効果が期待できます。また、認定調査状況チェッ

クやケアプランの点検は、介護保険サービスの質の向上を期待できます。このことから、費用対効果を念頭に事業を進めつつ、費用面だけでなく介護保険サービスの質の確保に係る事業も必要であると考えます。

今後も、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、不適切な給付を削減することで、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築するため、本事業を継続して実施します。

(4) 福祉サービス

介護保険制度では、第1号被保険料を財源として介護（予防）給付以外に要介護・要支援者に対して、市町村が独自に実施するサービス（市町村特別給付）の他、地域支援事業以外に被保険者や介護者等を対象として、独自に従来からの保健福祉事業を実施することができるとされています。当広域連合においては、生活支援を中心とした高齢者福祉サービス事業について、主要な事業は平準化を図りつつ、関係市町それぞれの実情に合わせた単独事業として実施しています。

関係市町では、各地域包括支援センターとの連携により、被保険者へ生活支援事業を適切に提供し、介護サービスと併せ、継続的・包括的な切れ目のない生活支援サービスを実施しています。

【関係市町の高齢者福祉サービス（平準化された主な事業）※平成23年4月1日現在】

※事業の詳細(対象者や助成額等)については、関係市町で異なる場合があります。

① 住宅改修助成事業

介護保険住宅改修（介護予防住宅改修）費支給額に上乗せして、10万円以内（住民税非課税世帯は40万円以内）を助成

② 配食サービス事業

買い物及び調理が困難な対象世帯（ひとり暮らし及び高齢者世帯など）に食事を宅配するサービス（同時に見守りを実施）

③ リフト付き福祉タクシー料金助成事業

要介護3以上の通院等を目的としたリフト付き福祉タクシー利用者に対して、初乗り料金の助成券を年24枚まで支給

④ 寝具クリーニングサービス事業

掛・敷布団、毛布のクリーニング

⑤ 家庭介護用品支給事業

住民税非課税世帯を対象に、年 75,000 円相当以内の介護用品券を支給

⑥ 短期入所（ショートステイ）事業

介護認定非該当で介護者が何らかの理由により不在となる場合に、一時的に自宅での生活が不安な高齢者を対象とした、養護老人ホーム等での短期宿泊サービス

⑦ 緊急通報装置設置事業

緊急時の対応が必要とされる対象世帯（ひとり暮らし及び高齢者世帯など）に、緊急通報装置を設置

⑧ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊高齢者の家族に対し、現在地の探知が可能な受信専用機の貸与

⑨ 家具等転倒防止対策事業

ひとり暮らし世帯等へ、地震時の家具等転倒防止器具の取り付け

⑩ その他

訪問による理髪サービス・安否確認のための電話の設置・日常生活用具の給付・乳酸菌飲料の配布による安否確認などを、関係市町によって実施

高齢者福祉サービスについては、日常生活圏域特別委員会（P.46 参照）において、今後充足が必要と考えられるサービスとして、高齢者の居場所づくりや移動手段の確保などの外出支援と、配食サービスの充実や食材確保など的高齢者の食事支援に向けた取り組みがあげられました。また、要介護者を介護する家族等への支援の充実も必要であり、第5期計画期間中に関係市町高齢者福祉担当部局と連携し充実を図ります。

(5) 地域支援事業の費用額

① 地域支援事業の財源等

地域支援事業費は、介護保険法施行令第37条の13の規定により、保険給付費見込額（審査支払手数料及び特別給付費を除く）の3%以内が上限額と定められています。

また、その財源は介護保険法第122条の2の規定などにより、国及び県は

政令で定めた額を市町村に交付することとなっており、それを除いた額は、市町村の一般会計と介護保険料で賄われています。

■表4-4-5 地域支援事業の上限額

区 分	保険給付費見込額に対する割合
地域支援事業費(全体)	3%以内
介護予防事業費	2%以内
包括的支援事業費+任意事業費	2%以内

■表4-4-6 地域支援事業費の財源

事業の区分	国	県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
介護予防事業	25.00%	12.50%	12.50%	21.00%	29.00%
包括的支援事業 任意事業	39.50%	19.75%	19.75%	21.00%	

② 地域支援事業費の見込額

当広域連合における本計画期間中の地域支援事業費全体の上限額は、「保険給付費見込額の2.4%」と見込みます。各事業の見込額の内訳は次のとおりです。

ア 介護予防事業費（保険給付費見込額の0.7%まで）

平成24年度から基本チェックリスト以外の生活機能評価の廃止に伴い、介護予防二次予防事業委託料を「保険給付費見込額の0.6%」と見込みます。

また、介護予防一次予防事業費は、過去の実績より「保険給付費見込額の0.1%まで」と見込みます。

イ 包括的支援事業・任意事業（保険給付費見込額の1.7%まで）

平成24年度から、地域包括支援センターの機能強化に対応するための人員基準を基に算出した、人件費及び事業費から委託料を設定することとします。それを勘案し、包括的支援事業と任意事業を合わせて「保険給付費見込額の1.7%まで」と見込みます。

■表4-4-7 地域支援事業費の見込額（第5期事業計画期間）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険給付費見込額 A		15,671,697千円	17,010,202千円	18,253,879千円
地域支援事業費上限額（Aの2.4%以内）		376,121千円	408,245千円	438,093千円
介護予防事業上限額（Aの0.7%以内）		109,702千円	119,071千円	127,777千円
財 源 内 訳	国負担金（25%）	27,426千円	29,768千円	31,944千円
	県負担金（12.5%）	13,713千円	14,884千円	15,972千円
	関係市町負担金（12.5%）	13,713千円	14,884千円	15,972千円
	第1号保険料（21%）	23,036千円	25,004千円	26,834千円
	第2号保険料（29%）	31,814千円	34,531千円	37,055千円
包括的支援事業＋任意事業上限額 （Aの1.7%以内）		266,419千円	289,174千円	310,316千円
財 源 内 訳	国負担金（39.5%）	105,236千円	114,224千円	122,575千円
	県負担金（19.75%）	52,618千円	57,112千円	61,287千円
	関係市町負担金（19.75%）	52,618千円	57,112千円	61,287千円
	第1号保険料（21%）	55,947千円	60,726千円	65,167千円